

## 令和8年度ベトナムインターンシップ実施業務に係る質問に対する回答

質問	質問	回答
1	<p>本業務開始時点において、受入企業の募集、インターンシップ求人情報の提出、受入企業及び参加学生は既に確定しているとの理解でよいか。あるいは、未確定であり、オンライン面接やマッチング業務も本業務に含まれる可能性があるのか。学生と受入企業とのオンライン面接及びマッチングは令和8年3月実施予定とされているが、既に完了しているのか。</p>	<p>本業務開始時点では、仕様書に記載のとおり、令和7年度中の実施項目（受入れ企業の募集、インターンシップ求人情報の提出、受入れ企業の選定、学生と受入れ企業とのオンライン面接及びマッチング）は、完了している予定です。</p> <p>オンライン面接及びマッチングについては、令和8年3月に実施予定であり、令和8年度事業に含める事は想定していません。</p>
2	<p>前年度からの業務引継ぎは、どのような方法・体制で実施する予定か。上記引継ぎは、十分かつ確実に実施できる体制となっているのか。</p>	<p>前年度からの業務引継ぎは、受託者の決定後にオンライン会議等を活用して段階的に実施する予定です。</p> <p>具体的には、以下の手順での引継ぎを想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①県と受託者による事業概要の打ち合わせ</li> <li>②県・受託者・前受託者による顔合わせ及び全体調整</li> <li>③受託者と前受託者による実務的な詳細事項（大学との調整、在留資格申請手続等）の引継ぎ</li> </ul> <p>また、引継ぎ資料の共有や工科短期大学へのオンラインでの顔合わせ、前受託者への一定期間の相談体制を設定する等により、適切な引継ぎ体制を確保する予定です。</p>
3	<p>仮に主要な手続きが既に完了している場合、前年度の受託業者が引き続き対応することが最適と考えられるが、本業務を他の事業者が受託することに支障はないのか。</p>	<p>適切な引継ぎが行われれば、他の事業者が本業務を受託することに支障はないと考えております。円滑な業務実施のための適切な引継ぎ体制を確保いたします。</p>
4	<p>インターンシップ生3名について、現時点での候補者数は何名か。男女の内訳も併せて示されたい。</p>	<p>参加学生の募集期間は令和8年2月末までとしております。令和8年2月27日時点において、6名の学生から応募があり、いずれも男性です。</p>
5	<p>工科短期大学自動車工学技術学科の学生が希望している職種は何か。</p>	<p>工科短期大学自動車工学技術学科の学生は、主に自動車整備分野でのインターンシップや就職を希望しています。</p>
6	<p>受託者から工科短期大学に対する支払いは発生するのか。</p>	<p>受託者から工科短期大学に対する支払いは発生しません。</p>
7	<p>これまでの経緯において、工科短期大学と議論・合意された事項があれば</p>	<p>これまでに、費用負担区分、インターンシップの実施概要（参加学生数、受</p>

	ば示されたい。	入企業の求人内容、実施スケジュール、工科短期大学における日本語学習の実施等) など、事業実施に係る基本事項について協議のうえ合意しております。具体的な内容については、受託者の決定後に引継ぎの中で共有いたします。
8	本業務は、工科短期大学自動車工学技術学科からの受入りに限定されるのか。他大学からの受入れは認められないのか。	本業務では、工科短期大学自動車工学技術学科の学生の受入りに限定しております。
9	今回、対象の教育機関として工科短期大学自動車工学技術学科を選定した理由は何か。	本業務の実施内容に直接関係しない事項であるため、回答を差し控えさせていただきます。
10	既に監理団体は決定しているのか。	本業務は技能実習制度ではなく、在留資格「特定活動（告示第9号）」に基づくインターンシップを想定しております。当該制度においては監理団体の設置は義務付けられていないため、現時点で監理団体の決定はございません。
11	事前に受入企業名を公表いただくことは可能か。もし公表が困難な場合、企業所在地の市区町村名のみを公表することは可能か。	受入企業名の公表は受入開始後を予定しております。なお、受入企業の所在地はいずれも和歌山県和歌山市内です。
12	インターンシップ期間中において、休暇を利用した学生の一時帰国は認められるのか。	インターンシップ期間中の一時帰国については、原則として想定しておりません。ただし、やむを得ない事情がある場合には、個別に協議の上、判断いたします。なお、一時帰国に要する費用については、事業の対象外となるため、受託者からの支払いは発生しません。
13	やむを得ない事情によりインターンシップを中止する場合の対応フロー及び発生した経費の取扱いについて教示されたい。	やむを得ない事情により中止する場合は、速やかに県へご報告いただいた上で、関係者間で協議して対応を決定いたします。発生済み経費の取扱いについては、契約内容及び実施状況等を踏まえて、個別に判断いたします。
14	受託者が工科短期大学の担当者と直接連絡を取ることは想定しているか。	受託者が工科短期大学の担当者と直接連絡を取ることを想定しております。ただし、その内容については、適宜、県への情報共有及び協議を行っていただきますようお願いいたします。
15	本業務における成果指標はどのように設定しているか。	成果指標については、学生及び受入企業の満足度、将来的な県内企業での就職・定着への発展可能性等の観点を踏まえ、提案内容を勘案の上で設定します。
16	緊急連絡窓口は24時間対応を想定しているか。それとも営業時間内対応を想定しているか。	緊急連絡窓口については、原則として営業時間内の対応を想定しております。ただし、緊急性の高い事案に備えた連絡体制の確保をお願いいたします。

17	SNS 活用や動画制作等の広報的な取組を提案することは可能であるか。	SNS 活用や動画制作等の広報的な取組をご提案いただくことは差し支えありません。
18	本事業における協定締結はどのような形式を想定しているか。例えば、「受託者×和歌山県×受入企業×工科短期大学」による四者間協定の形式を想定しているか。	<p>本業務における協定については、以下を想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入企業×工科短期大学×インターンシップ学生</li> <li>・和歌山県×工科短期大学</li> </ul> <p>なお、和歌山県と工科短期大学との協定については、令和8年3月中の締結を想定しております。</p>
19	審査会はWEB開催とのことであるが、参加者の人数制限は設けられているか。	審査会の参加人数について制限は設けておりませんが、提案内容の説明及び質疑応答に支障のない範囲とします。
20	プロポーザル及び採択後の運営事務局は大阪オフィス（大阪府大阪市）に設置し、契約締結及び各種書類提出は本社（東京都新宿区）から行う想定である。この場合、委任状（様式4）の提出は必要となるか。なお、提案書を除く契約書及び各種書類の提出者は本社とする予定である。	<p>契約締結者は提案書提出者と同一法人である必要があります。</p> <p>同一法人内において、本社と支店・営業所等の別オフィス間で手続きを行う場合や事業運営事務を同一法人内で分担する場合には、委任状（様式4）の提出は不要です。</p>
21	これまで和歌山県として実施してきた外国人支援施策において、「特に効果があった点」及び「改善を検討している点」があれば教示されたい。	本業務の実施内容に直接関係しない事項であるため、回答を差し控えさせていただきます。